

# エコノミスト 360° 視点

## 最低賃金の決定 専門的知見を



デービッド・アトキンソン 小西美術工芸社社長

2020年度の最低賃金は、7月22日の厚生労働省中央最低賃金審議会で水準が示されなかったことを受け、901円のままで据え置きとなった。日本は既に主要先進国の中で第2の格差社会である。春季労使交渉では1.94%の値上げがなされたので、さらに格差が広がるわけだ。格差を決める、給料の中央値に対する最低賃金は日本は

経済協力開発機構(OECD)29カ国中25位だ。メキシコ並みで、実質最下位である。経営者の団体は「雇用を維持するために最低賃金は据え置かへきだ」と言っているようだ。果たして本当に雇用を守られたのか、今後の失業率の動向を注視したい。

1990年代以降、最低賃金は社会政策である以上、重要な経済政策となった。世界の約半分の国々では統計や経済学の専門家を中心に徹底的な分析を行い、雇用に影響が出ない引き上げ幅の提言に基づいて、政府が最低賃金を決めていく。最低賃金の位置付けが変わった主な要因は、製造業が経済に占める比率低下に伴う労働組合の弱体化そして労働市場の規制緩和だ。労働者の交渉力低下、経営者の発言力増加で、労働分

配率も下がってしまった。経営者が本来支払べき給料よりも低く払っている現象を「モノフニー」と言う。経営者は安易に利益を得やすくなる。結果、経済台性の低い小さい企業が増え、国全体の労働生産性と国際競争力の低下をもたらす。このモノフニーを制限するのが最低賃金の引き上げである。

最低賃金の引き上げは小規模事業者を減らし、労働力を中堅企業と大企業に再配分する、国全体の産業構造に影響を与える重要な政策であり、生産性向上にも大きく貢献する。この政策は精緻で、専門知識が求められる。日本では最低賃金の方向性を決めるのは中央審議会だが、主要メンバーは従来型のいわゆる「公務員」から成る。彼らは近代的な最低賃金政策を学問的に判断できる専門家ではない。また、主たる業の現在の支払い能力を基としているので、経営能力を上げて弱い企業や生産性を上げようとする経営者にレベルを合

わせてしまう。さらに中央審議会の議事録発表は遅く、簡略化されている。その上、最低賃金を実質的に決める地方審議会議事部のほとんどは非公開で議事録もない。判断の根拠となる分析も少な。単に労使間の感情的な駆け引きに終わりがねない。だから今回のように、「コロナ禍で大変なので陳情」という雑な理屈になっけてしまう。そして最終的に引き上げ幅を決めるのは、経済政策の専門家ではない、労働局長だ。これはいけません。でも生産性は下がらない。今の制度は、高度成長と共

に役割を終えるべきだった。令和の時代には、英国の低賃金委員会のように、経済政策や統計学の専門家による徹底的な科学的分析に基づいた提言を受けて、日本政府と各都道府県知事が最終的に決めるべきである。コロナ禍で日本の中で老朽化し、アップグレードしないといけないところが多々あり、最低賃金制度も例外ではない。